

柏情審第20号

平成26年3月12日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高 岡 信 男

実施機関以外の者への保有個人情報の提供について（答申）

平成26年3月4日付け柏企行第186号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	諮問に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の外部提供については、柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号に規定する、他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由がある場合に該当するものと考えます。	
当審議会の判断	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」制度において、施設入所等児童等に対する給付での二重払い等を防ぐために、関係自治体間での情報を共有することは公平性及び公益上の観点から必要なものであると考えます。また、国から全国一律での対応を求められていることから公益性の高いものであると考え、当該児童等に係る保有個人情報を関係自治体に提供することは妥当と考えます。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
	提供先	児童等の施設入所等の措置を行った自治体 児童等の住民票所在地の市区町村 児童等の入所している施設の所在地の市区町村
	提供する理由	給付金の支給にあたり、施設入所等児童等に関する事務処理は、国が定めた全国一律の基準で行う必要があるため。
	提供する項目	別紙のとおり。

【答申書別紙】

提供する項目
児童等に施設等入所等の措置等を行った自治体の名称等 (団体コード, 都道府県名, 市区町村名, 措置等自治体管理番号)
児童等が入所している施設等の所在する市区町村の名称等 (団体コード, 都道府県名, 市区町村名, 施設所在市区町村管理番号)
児童等の住民票が所在する市区町村の名称等 (団体コード, 都道府県名, 市区町村名, 住民票所在市区町村管理番号)
児童等の氏名, 性別, 生年月日
児童等が施設等に入所した時期
施設等に入所している児童等に子があり, 同一の施設に入所している場合の親子関係
児童等が施設を退所した場合の退所日 (ただし, 平成26年3月8日以降に退所した場合に限る)
保護者への支給停止の状況
給付金の加算措置の申請状況
給付金加算措置の可否
徴収金階層区分
平成26年3月8日以降に退所した児童等についての給付金支給状況